

予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価書）（案） について

1 事務の名称

No.1 5 予防接種に関する事務

前回の評価実施日

- ・基礎項目評価：令和3年2月10日（同日公表）
- ・重点項目評価：令和3年2月10日（同日公表）

※前回の評価実施時点では、評価対象の事務の対象人数は30万人未満であったため、重点項目評価書の公表でしたが、今回新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務が追加されたことに伴い、事務の対象人数が30万人以上となるため、新たに全項目評価の実施をするものです。

2 実施をすることになった理由等

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第28条に基づき、上記の事務に関する特定個人情報保護評価について、すでに実施しホームページで公表をしているところです。

この度、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務が追加されたことに伴い、一部内容を変更するとともに、事務の対象人数が30万人以上となり全項目評価書の作成が必要となるため、番号法第28条及び「特定個人情報保護評価に関する規則」（以下「番号法規則」という。）第7条第1項、「特定個人情報保護評価指針」第6条第1項に基づき、全項目評価を実施するものです。

なお、原則として特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することと規定されておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種業務は、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行が必要であることから、国において、番号法規則第9条第2項に基づく、例外的な事後評価の実施もやむを得ないとされており、事後評価を実施するものです。

3 主な内容

○全項目評価の実施に伴う新規評価事項

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務等
- ・上記に付随するワクチン接種記録システム（VRS）等
- ・上記に付随する新型コロナウイルスワクチン接種記録関係ファイル
- ・上記に付随する新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に係る記載（電子申請機能等）

○従来の重点項目評価実施部分に係る追加評価事項等

- ・従来の予防接種に関する事務のリスク管理における内容追加及びその他法令改正に伴う修正等